

随意契約理由

令和6年(2024年)8月1日

契約担当課名	減量計画課
発注担当課名	減量計画課
契約名称	軽電気自動車の賃貸借契約
契約内容	軽電気自動車(1台)の再リース契約
契約締結日	令和6年7月19日
及び契約期間	令和6年8月1日から令和8年7月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	三菱オートリース株式会社 大阪営業一部 大阪市中央区伏見町4-1-1
契約金額	786,720円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p> <p>三菱オートリース株式会社大阪営業一部以外の事業者の場合には新車でのリース契約となり、契約金額が高くなること が明らかなこと。</p> <p>あわせて、現在賃貸借している車両の状態も良好であること ことから、効率的安価で契約できる同社と再リース契約を締 結するもの。</p>